

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町社会福祉委員会の項を削り、同部大磯町世代交流センターさざんか荘運営委員会の項の次に次のように加える。

大磯町障がい者福祉計画策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉計画の策定及び改訂に関し、調査審議すること。	16人以内
大磯町介護保険運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域包括支援センターの設置、運営等及び指定地域密着型サービスを提供する事業所の指定、指導等に関し、協議すること。	12人以内
大磯町高齢者福祉計画策定等委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画の策定、改訂及び進行管理に関し、調査審議すること。	14人以内
大磯町在宅医療推進会議	在宅医療の推進に関して、地域における在宅医療提供体制の整備に向けて協議すること。	10人以内
大磯町在宅医療多職種連携会議	地域における在宅医療の多職種連携体制の構築に向けて協議すること。	20人以内

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄